

アスベスト問題は終っていない

古谷 杉郎

石綿対策全国連絡会議事務局長

昨夏のクボタ・ショック以来、発がん物質・アスベストによる被害が次々と明らかにされ、連日のようにその恐ろしさがマスコミに取り上げられるなかで、多くの人々が不安を募らせた。およそ半年後に政府の「総合対策」が示され、それから1か月足らずのうちに石綿健康被害救済新法及び石綿関連四法一括改正法が成立したが、はたして、人々の不安を払拭することはできたのだろうか。

● 企業や国の無策・不作為が被害を拡大

この間、関係企業や国の担当者は、「アスベスト問題は労働者だけ、労働行政の問題と考えていた。まさか住民にまで被害が起こるとは思いもよらなかった」と口をそろえて語った。

しかし、石綿対策全国連絡会議は1987年に、アスベスト条約を採択した前年のILO（国際労働機関）総会に代表を派遣した当時の総評の呼びかけによって結成されたが、当初から、労働組合だけでなく、市民団体や関心をもつ専門家、個人によって構成され、共通の課題として取り組みを進めてきた。

設立後ただちに、すでにアスベスト被害の「流行」が始まっていた欧米の経験にも学びながら、どのようにしたら総合的対策を確立することができるのか、一定の時間もかけて広範な検討を行った。その結果は、縦割り行政や既存の労働法や環境法等の改正で対応できる問題ではなく、新たに「アスベ

スト対策基本法」を制定して、段階的な全面禁止及び既存アスベストの除去等を推進するしかないということだった。

この法案は1992年に当時の社会党から議員立法により国会に提出されたが、自民党、アスベスト産業と通産省等の反対によって、審議もされないまま廃案とされてしまった。これによって、避けられたはずの被害がさらに十数年間分も拡大してしまった可能性も否定できないのである。

アスベスト被害—とりわけ中皮腫という特有のがんや肺がんが、最初のアスベスト曝露から10～50年の潜伏期間を経て発症するという特性は、いまま企業や政府が責任を回避するための言い訳に使われている。曰く、「いま現われている被害は、そのような被害が発生することを知り得ず、規制措置がとられる以前のアスベスト曝露に起因するものである」と。たしかにアスベストの本格的な産業利用が欧米よりも遅れたわが国では、健康被害の「流行」もその分遅れており、まさにいま「流行」が始まったばかりと言ってよい。しかし、逆に、欧米の経験に学ぶことができたということでもあり、企業や国の無策・不作為が免罪されるものではない。

政府は、「予防的アプローチ（完全な科学的確実性がなくても深刻な被害をもたらすおそれがある場合には、対策を遅らせてはならないという考え方）が十分に認識されていなかったという事情に加え、個別には関係省庁間の連携が必ずしも十分でなかっ

た等の反省すべき点もみられた」が、「行政の不作為はなかった」という「政府の過去の対応の検証」をまとめているが、企業と国が、その責任を正面から認めることなしにはアスベスト問題は終わらないし、司法の場等でも裁かれることにならざるを得ないだろう。

健康被害情報等の開示

2005年6月29日付けの毎日新聞大阪本社版は、その一面トップで、兵庫県尼崎市にあるクボタ旧神崎工場労働者と下請労働者にアスベスト被害が多発していること、及び社会面のトップで、それだけではなく住民5人も中皮腫（2人は死亡）、会社は見舞金の支払いを検討していると報じた。現象的には、これが一連の事態の発端で、クボタ本社で急遽記者会見が行われ、テレビは同夜から、新聞は翌朝から連日、アスベスト問題を取り上げるようになった。

世間からは、クボタが突然情報を開示したように見えたかもしれないが、事実はそうではない。孤立させられ、不治の病と闘ってきた住民被害者が、支援団体を通じてお互いを知り合うなかで感じた当然の疑問—「一体工場のなかで何が起こっていたのか」を、勇気を出して大企業相手にぶつけたことが始まりだった。報道された情報は、クボタが住民被害者に開示した内容であった。

最初の約1か月、クボタ同様に労働者のアスベスト被害が発生している企業からの情報開示が続き、経済産業省や国土交通省がその所管するすべての業界団体に同様の情報開示を求め、その結果を公表するという事態になった。その対象企業数は25万社を超えている。

毎日、次々と明らかにされていく被害実態が人々の不安を一層かき立てていったことは想像に難くない。しかし、そこで開示された被害情報のほとんど全ては、退職者を含めた各企業の労働者に係るもので、すでに労災認定を受けた事例であった。過去の労災認定件数はすでに公表されているので、そ

こに含まれない新たな被害が判明したわけではなく、既知の認定件数の一部について、どの企業で発生したものなのかが明かされたに過ぎない。われわれは、そう冷ややかに見ていた面もあるのだが、一般には企業のなかでこんなに多くの被害がでていたことが「隠されてきた」と感じ、「知らされてこなかった」こと自体にも怒ったのだと思う。

すでに廃業した企業の労働者に係る情報はこの方法によっていたのでは開示されない。これらは、厚生労働省が持っている労災認定に関するデータを公表すれば、一気にすんでしまうばかりでなく、漏れや内容の不統一も解消されると訴えたところ、7月29日になって厚生労働省が「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」を公表するに至った。

石綿対策全国連は同時に、(社)日本石綿協会に、アスベストの使用量・使用状況、曝露の可能性のある労働者数と被害の発生状況、対策や補償等に関する情報など、「クボタ並み(クボタが住民被害者に開示したのと同程度の)の情報開示」等を要請した。これはすべてのアスベスト関連企業に向けたメッセージでもあった。

不十分な情報の開示では、人々の「不安」に代えるものではなく、退職者を含めた労働者や住民とのリスクコミュニケーションにたえる情報の開示が必要かつ重要なのである。残念ながら、今日に至るまで「クボタ並みの情報開示」を行った企業は一家もなく、政府もそのような努力を完全に怠っていることを銘記しなければならない。

健康被害はどこまでひろがるのか

労働者以外のアスベスト被害についても、クボタ以外の事例もいくつか報道されてはいるが、その全貌はまだ闇のなかのままと言ってよい。

「そのほとんどがアスベストに起因する者と考えられる」中皮腫について、2003年の全国の死亡878名の調査研究が厚生労働省の研究班において、2002～2004年の3年間の兵庫県内の死亡222名（うち尼

崎市50名)の実態調査が環境省の検討会で各々行われてはいるものの、その結果は未だまとめられていない。実態把握の遅れは、因果関係解明の遅れでもある。

尼崎の住民被害者を支援してきたNPOには、クボタ・ショック以来、相談や問い合わせが殺到した。NPOでは専門家にこれらの方々を対象とした調査研究を依頼した。その結果が、今年3月31日に「尼崎市クボタ旧神崎工場周辺に発生した中皮腫の疫学評価」としてまとめられた。

詳細な面接調査等により職業性曝露が否定され、自宅が曝露地点と考えられた中皮腫86人のうち77人の居住地がクボタ旧神崎工場の半径1.5km以内にあり、300m以内の中皮腫発症率は全国平均の11.7～54.1倍にもなった。また、調査で得られた中皮腫死亡率から過去のこの地域の大气中のアスベスト濃度を推定した結果、最も高かったと推定された場所は工場南側で、3f/mlを超え、これは工場敷地境界基準値の300倍に相当した。専門家らは、クボタ旧神崎工場周辺の中皮腫患者の有意な集積には、同工場で使用されたアスベストが決定的な役割を果たしていると結論づけている。

この調査対象者のうち尼崎市に住民票を持っていたのは全体の41%であり、住居の移動を考慮に入れないと、前述の環境省等による調査研究も、因果関係の解明には不十分であることも明らかにしている。

わが国における中皮腫死亡者数は、1995年の500名から2004年の953名へと急増中である。このうち労災補償を受けられた者はようやく1割を超えた程度の水準にとどまると目されている。アスベストによる肺がんは中皮腫の2倍と考えるのが国際的なコンセンサスと言ってよいが、労災認定された肺がんの数は中皮腫の0.7倍にすぎない。

労災補償を受けられるにも関わらず放置されているものがどれくらいいるのか、労災補償では救済できないものの割合はどれくらいか、そして、今後アスベスト被害はどれほどまでに増加・継続するの

か。そのような検討をろくに行わないまま、石綿健康被害救済新法は設計され、成立してしまった。

すでに2002年に、男性の胸膜中皮腫だけで、今後40年間に約10万人が死亡する可能性があり、これが過去10年間の50倍近いとする研究結果が報告されている。政府部内でもこれとは別の方法で将来予測をしようという試みもあったようだが、前述の「対策の効果が現われてくるのはこれから」という声にかき消されてしまっているようである。

被害実態の把握、より科学的な将来予測とその更新に努めることは、補償/救済制度の設計・運営の前提であるとともに、社会全体のリスクコミュニケーションを促進することにもつながると信じる。

● すべての被害者に隙間なく公正な補償

石綿健康被害救済新法は、「迅速に」、既存の労災補償制度等から漏れる健康被害を「隙間なく」救済するためのものであるはずだった。しかし、結果的に出来上がったものは、「隙間」も残り、何よりも労災補償制度等と比べて「格差」の著しい、低水準の救済内容にとどまるものでしかなかった。守られた公約は「迅速」だけであったと言ってよい。

他方、クボタは昨年12月25日に初めて社長が住民被害者・家族らに会って「謝罪」し、昨夏つくった「見舞金・弔慰金」制度に代えて本格的な「補償」制度を話し合いで実現したいと表明。本年4月17日に、「旧神崎工場周辺の石綿疾病患者並びにご家族の皆様に対する救済金支払規程」の骨子がまとまったことを公表した。クボタは、労働者の被害に対しては公的労災補償に加えて2,500～3,200万円を支給する等の「労災上積み補償制度」を実施しているが、住民被害者に対しても新たに、石綿健康被害救済新法とは別に「救済金」として、2,500～4,600万円を支払うというものである。

われわれはこれを、企業や国の「償い」、「すべてのアスベスト被害者に隙間なく公正な（労災補償並みの）補償」を実現する第一歩であると理解し、飲

迎している。クボタ以外のアスベスト関連企業が、被害者らの訴えを待たずにただちに、最低限「クボタ並み」のすべての被害者に対する補償/救済制度を確立・公表することを要求するものである。

また、クボタの救済金のような補償を受けられる被害者と新法による低水準の給付しか受けられない者との新たな「格差」の解消が求められる。ここでも個別企業対応だけでなく、国としての対応が必要になってくることは不可避である。新法は、「施行後5年以内に見直す」という条項があり、国会審議で「5年を待たずとも適宜所要の見直しを行う」という附帯決議も付されたところだが、ただちに実行に移すべきである。その場合、部分的な手直しですませるわけにはいかず、事実上「作り直し」でなければ対処できないと考えている。

● 「アスベスト対策基本法」の制定

住民への情報開示や救済金支払規程など、クボタのこの間の対応は、他の企業や国と比較して懸命であり、長期的なリスク最小化アプローチに基づいたものだと言える。しかし、いまだに住民被害との因果関係を認めたわけではなく（「否定できない」としている）、補償の実施にまつわる諸問題も残されている。それ以上に、日本で最後まで最大の消費企業として、アスベスト含有建材等を、含有の事実や有害性・被害情報等を適切に知らせることなしに製造・販売し続けてきたことの社会的責任が残されている。

過去にわが国で使用された合計1千万トンのアスベストは、腐ることも燃えることもなく、社会のどこかに残されている。その多くは建材というかたち

で、身のまわりに存在しているのである。これらのアスベストがどこにどのようなかたちで存在しているかを、誰がどのように把握するのか。既存アスベストのすべてを一気に措置できるはずもなく、段階的・計画的に除去していくと同時に、除去されるまでの間は適切に管理されなければならない。さらに安全な無害化技術の開発・普及を含めた、廃棄等の対策もますます重要になっている。

こうした諸問題には、既存の数多くの省庁や法令が関与していながらも、①それらの間で「整合性」や「連携」を欠き、また②「隙間」も多く、さらに③規制等の周知・遵守の徹底、執行体制上の問題も多い、ことなどが指摘されてきた。しかし、最大の弱点は、何といてもアスベスト対策に係る国としての「戦略」の不在であろう。

国会で成立した関係四法一括改正法は、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法、地方財政法を部分的に改正しただけのもので、総合的対策を一元的に推進する体制の確立にはほど遠い。

石綿対策全国連が呼びかけた、「すべてのアスベスト被害者に公正な補償と『アスベスト対策基本法』の制定」等を求めた請願署名には、わずか3か月の間に全国津々浦々から187万筆を越す賛同署名が集められた。この国民の声が実現されなければ、アスベスト問題は終わらない。対応を誤れば、将来のアスベスト被害はどこまで拡大するか、人々の「不安」は解消されないまま、いつまで続くかわからないということにもなりかねないのである。■

(石綿対策全国連が提起した提言や要望等の関係資料は <http://park3.wakwak.com/banjan/>で入手できます。)